

長野県収用委員会告示第1号

長野県収用委員会運営規程（昭和54年長野県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県収用委員会

第6条中「企画部企画課土地対策室」を「企画振興部地域振興課」に改める。

第7条中「企画部企画課土地対策室」を「企画振興部地域振興課」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 地域振興課長

第7条第3号中「第4条の5第2項第8号」を「第4条の10第9号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「第4条の5第2項第7号」を「第4条の10第8号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域振興課課長補佐

第8条（見出しを含む。）及び第19条第2項中「企画課土地対策室長」を「地域振興課長」に改める。

別表第2中「企画課土地対策室長」を「地域振興課長」に改める。

企画課土地対策室

**長野県訓令第3号**

本府内部部局
現地機関

長野県電子計算組織の利用に関する規程（平成4年長野県訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

第2条第8号中「(病院事業局にあっては、次長)」を削り、同条第10号中「(本府の局にあっては、次長)」を削る。

第3条第1項中「若しくは局の次長」を削り、「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改め、同条第2項中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第5条中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第7条第1項中「若しくは局の次長」を削り、「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改め、「又は局の次長」を削り、同条第2項中「若しくは局の次長」を削り、同条第3項中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第8条中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第9条中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改め、「又は局の次長」を削る。

第10条第2項及び第12条第1項中「情報システム推進室長」を「情報政策課長」に改める。

第13条中「企画部長」を「企画振興部長」に改める。

情報統計課情報システム推進室

長野県訓令第4号

本府内部部局
会計局
現地機関
教育機関
警察署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

1中「農業大学校事務局次長」を「東京観光情報センターワーク農業大学校事務局次長」に改める。

人事課

長野県訓令第5号

本府内部部局
現地機関

職員を長野県選挙管理委員会の書記等に充てるための訓令（昭和41年長野県訓令第14号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

表中「総務部」を「企画振興部」に改める。

人事課

長野県訓令第6号

本府内部部局
現地機関
労働委員会事務局

職員の研修に関する規程（昭和46年長野県訓令第5号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

第3条中「及びチームリーダー」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

別表の職場外研修の項中

課程別研修	職員が職位により求められる職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得するための研修
体験研修	職員が異業種等の業務を体験し、現場感覚を身に付けることにより、県民の目線に立った行動をする意欲及び能力を高めるための研修
選択研修	自ら参加を希望する職員に対して行う、職員として特に必要な知識及び能力を向上させるための研修

を

」

政策研究	職員が県政課題解決のため、高度な知識と理論に裏打ちされた政策力を修得するための研修	別記様式を削る。 に改める。	人事課
能力開発研修	職員が民間企業等の業務体験を通じた共感力、県民にわかりやすく説明するための発信力等特に求められる能力を修得するための研修		
キャリア形成研修	職員が職位により求められる職務を遂行するために必要な知識及び技能を修得するための研修		
職場等支援研修	職員が新たな職場等において業務に円滑に従事できるようにするための研修		
公務員倫理研修	職員が公務に対する住民の期待に応え、信頼を確保し、コンプライアンス（法令順守）意識を修得するための研修		

長野県訓令第7号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程（平成20年長野県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

本則の1の表の1の項中「 総務部 人事課 総務係長 」を「 企画振興部 地域振興課 地域企画係長 総務部 人事課 総務係長 」に、

「 同 市町村課 地域振興係長 」を「 同 行政改革課 課長補佐 総務部 人事課 総務係長 」に、

「 同 行政改革課 課長補佐 」を「 同 県民文化部 文化政策課 総務係長 」に、

「 商工労働部 産業政策課 企画経理係長 」を「 産業労働部 産業政策課 産業イノベーション係長 同 労働雇用課 勤労者支援係長 山岳高原観光課 信州プラン ブランドづくりド推進室 」に、

「 観光部 観光企画課 企画調整班長 」を「 同 観光部 山岳高原観光係長 同 信州プラン ブランドづくりド推進室 支援係長 」に、

「 企画部企画課 」を「 企画振興部総合政策課 」に改め、同表の2の項中「 企画部 総務部 企画課 人事課 課長補佐 同 」を

「 企画振興部 総合政策課 課長補佐 」を「 同 企画課 同 課長補佐 」に、「商工労働部」を「産業労働部」に、「観光企画課 総務班長」を

「 総務部 人事課 同 」を「 同 企画課 同 課長補佐 」に改め、同表の3の項中「 企画部 同 企画課 同 課長補佐 計画係長 」を

「 山岳高原観光課 総務係長 」を「 同 企画課 同 課長補佐 計画係長 」に改め、同表の3の項中「 企画部 同 企画課 同 課長補佐 計画係長 」を

「 企画振興部 総合政策課 企画幹課長補佐 」を「 同 企画課 同 課長補佐 」に、「及び主任」を「主任及び主事」に、

を「県民文化部」に改め、同表の5の項を次のように改める。

5	県民文化部	県民協働課	協働・NPO係長	—	県民文化部人権・男女共同参画課
	同	国際課	国際化推進係長		
	同	こども・家庭課	ひとり親係長		
	健康福祉部	健康増進課	健康づくり推進係長		
	同	保健・疾病対策課	感染症対策係長		
	同	障がい者支援課	社会生活係長		
	産業労働部	労働雇用課	労働者支援係長		
	農政部	農村振興課	担い手育成係長		

本則の1の表の6の項中 「企画部 企画課 同」 を 「企画振興部 総合政策課 同 同」 に、

「商工労働部」を「産業労働部」に、「観光企画課 総務班長」を 「山岳高原観光課 総務係長」 に改め、同表の9の項を次のように改める。

9	総務部	情報公開・法務課	情報公開・文書管理係長	—	県民文化部消費生活性室
	健康福祉部	健康増進課	食育・栄養係長		
	同	食品・生活衛生課	食品衛生係長		
	同	薬事管理課	薬事温泉係長		
	産業労働部	産業立地・経営支援課	金融支援係長		
	同	ものづくり振興課	生活産業係長		
	観光部	山岳高原観光課	総務係長		
	農政部	農業政策課	企画係長		
	建設部	建築住宅課	建築技術係長		

本則の1の表の10の項中 「障害者支援課」 を 「障がい者支援課」 に、 「健康福祉部こども・家庭課」 を 「県民文化部こども・家庭課」 に改め、同表の11の項中「建築指導

課」を「建築住宅課」に改め、同表の12の項中「観光部」を「県民文化部」に、「国際交流推進係長」を「国際化推進係長」に改め、同表の

13の項中「建築指導課」を「建築住宅課」に改め、同表の15の項中 「地方事務所 副所長」 を 「」 に改める。

「地方事務所 同 副所長 地域政策課長」 に改め、同表の16の項中 「観光部国際課」 を 「県民文化部国際課」 に改め、同表の17の項中

「環境部廃棄物監視指導課」 を 「環境部資源循環推進課」 に改める。

本則の2の表中 「企画部消費生活室」 を 「県民文化部消費生活室」 に改める。

本則の3中「衛生部健康づくり支援課」を「健康福祉部保健・疾病対策課」に、「衛生部食品・生活衛生課」を「健康福祉部食品・生活衛生課」に改める。

本則の4の表の企画部消費生活室の項中 「企画部消費生活室」 を 「県民文化部消費生活室」 に改める。

本則の6の表中「情報公開・私学課」を「情報公開・法務課」に、「信州の木振興課」を「信州の木活用課」に改める。

長野県訓令第8号

本府内部部局
現地機関

長野県公印規程（昭和31年長野県訓令第29号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

第5条及び第11条第3項中「情報公開・私学課長」を「情報公開・法務課長」に改める。

情報公開・私学課長
情報公開・私学課長
情報公開・私学課長
消防課長
企画課長
情報公開・私学課長

を

情報公開・法務課長
情報公開・法務課長
情報公開・法務課長
消防課長
総合政策課長
情報公開・法務課長
文化政策課長

に、「観光企画課長」を

山岳高原観光課長
に、

情報公開・私学課長
企画課土地対策室長

を

情報公開・法務課長
地域振興課長

に、「信州の木振興課長」を

情報公開・私学課長
情報公開・私学課長
情報公開・私学課長
情報公開・私学課長
企画課土地対策室長
地方事務所長

を

信州の木活用課長
に、

情報公開・法務課長
情報公開・法務課長
情報公開・法務課長
情報公開・法務課長
地域振興課長
地方事務所長

に、

「情報公開・私学課長 方27」を

「情報公開・法務課長 方27」に、

会計局印	会計課長	方39	長野県会計局
------	------	-----	--------

を

会計局印	会計課長	方39	長野県会計局
会計局長印	会計課長	方24	長野県会計局長印

に、「出納員 情報公開・私学課長」を「出納員 情報公開・法務課長」に改める。

情報公開・私学課

長野県訓令第9号

本府内部部局
現地機関

長野県文書規程（昭和44年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

第2条第10号中「情報公開・私学課」を「情報公開・法務課」に改め、同条第11号中「情報公開・私学課長」を「情報公開・法務課長」に改める。

別表第3の1の企画部の項から健康福祉部の項までを次のように改める。

企画振興部	総合政策課 情報政策課 情報政策課統計室 広報県民課 交通政策課 交通政策課リニア推進振興室 市町村課 地域振興課	総政 情政 情政統 広交 交り 市町村 地振
-------	--	--

総務部	秘書課 人事課 職員課 財政課 財産活用課 税務課 税務課県税徴収対策室 情報公開・法務課 情報公開・法務課行政情報センター 県立大学設立準備課 行政改革課 総務事務課	秘人 職財 財活 税 税徵 情法 情法行 県大 行 総事	「信州の木振興課 信州の木振興課県産材利用推進室」を 「信州の木活用課 信州の木活用課県産材利用推進室」に、 「森林づくり推進課野生鳥獣対策室 森推野」を 「森林づくり推進課鳥獣対策・ジビエ 森推野」に改め、同1 の建設部の項中
	文化政策課 県民協働課 県民協働課消費生活室 県民協働課交通事故相談所 人権・男女共同参画課 国際課 次世代サポート課 こども・家庭課 私学・高等教育課	文政 県協 県協消 県協交 人権 国際 次サ こ家 私高	「都市計画課 住宅課 建築指導課 建築指導課宅地住宅相談所」を 「都市・まちづくり課 建築住宅課 建築住宅課公営住宅室 建築住宅課宅地住宅相談所」に改め、同1 の会計局の項中
	健康福祉政策課 医療推進課 医療推進課医師確保対策室 地域福祉課 健康増進課 保健・疾病対策課 介護支援課 障がい者支援課	健福政 医 医確 地福 健增 保疾 介 障	「検査課」を 「契約・検査課」を の会計局の項中
	温暖化対策課	温	別表第3の1の環境部の項中
	環境エネルギー課	環エ	「環境エネルギー課」に、
	廃棄物対策課 廃棄物監視指導課	廢対 廢監	「廃棄物対策課 廃棄物監視指導課」を
	資源循環推進課	資	「資源循環推進課」に改め、同1 の商工労働部の項中
	商工労働部 産業政策課次世代産業集積室 経営支援課	产政次 經	「商工労働部 産業政策課次世代産業集積室 経営支援課」を
	産業労働部 産業政策課サービス産業振興室 産業立地・経営支援課	产政サ 产經	「産業労働部 産業政策課サービス産業振興室 産業立地・経営支援課」に改め、同1の観光部の項を次のように改める。
	観光部 山岳高原観光課 山岳高原観光課信州ブランド推進室 観光誘客課 観光誘客課国際観光推進室	山觀 山觀ブ 觀誘 觀誘國	「観光部 山岳高原観光課 山岳高原観光課信州ブランド推進室 観光誘客課 観光誘客課国際観光推進室」に改め、同1の観光部の項を次のように改める。
別表第3の1の林務部の項中			
別表第4の議会の項及び庶務・人事・給与・服務・福利厚生・諸給付等の項中「情報公開・私学課」を「情報公開・法務課」に改める。			
情報公開・私学課			
長野県訓令第10号			
本府内部部局 現地機関			
長野県マイクロフィルム文書管理規程（平成元年長野県訓令第15号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。			
平成26年3月31日			
長野県知事 阿部守一			
第3条、第4条第2号、第5条、第6条第2項及び第7条中「情報公開・私学課長」を「情報公開・法務課長」に改める。			
第8条第1項中「情報公開・私学課」を「情報公開・法務課」に改める。			
第11条、第12条第1項、第14条及び第15条ただし書中「情報公開・私学課長」を「情報公開・法務課長」に改める。			
様式第1号中「長野県総務部情報公開・私学課長」を「長野県総務部情報公開・法務課長」に改める。			
様式第3号中「長野県総務部情報公開・私学課」を「長野県総務部情報公開・法務課」に改める。			
情報公開・私学課			

長野県訓令第11号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部守一

本則第2項中「第4条の10第3項、第16条第3項」を「第4条の6第3項、第14条の3第3項、第28条第3項、第30条の3第3項」に、「及び第41条第3項」を「、第41条第3項及び第49条第3項」に改める。

別表第1の企画部の項を次のように改める。

企画振興部	総合政策課	総務係
	情報政策課	管理係 地域情報化係 電子自治体係 情報システム係
	広報県民課	広報係 県民の声係
	交通政策課	交通企画係 空港活性化係 鉄道企画係
	市町村課	行政係 財政係 税制係 選挙係
	地域振興課	地域企画係 移住交流係 土地対策係

別表第1の総務部の項中「庁舎管理係 用品係」を「庁舎管理係」に、

広報県民課	広報係 県民の声係
情報公開・私学課	情報公開・文書管理係 法務係 公益法人係 私学係
市町村課	総務係 行政係 地域振興係 財政係 税制係 選挙係

を

情報公開・法務課	情報公開・文書管理係 法務係
----------	----------------

に改め、同項の次に次のように加える。

県民文化部	文化政策課	総務係 芸術文化係
	県民協働課	協働・N P O 係 交通安全対策係
	人権・男女共同参画課	人権尊重係 男女共同参画係
	国際課	外事・パスポート係 国際化推進係
	次世代サポート課	次世代企画係 次世代育成係
	こども・家庭課	ひとり親係 こども福祉係 保育係
	私学・高等教育課	高等教育係 私学係

別表第1の健康福祉部の項中「看護係」を「看護係 県立病院機構係」に、「保護恩給係」を「生活保護係 自立支援・援護係」に、

健康長寿課	長寿係 健康増進係 疾病対策係 感染症対策係 精神保健係
障害者支援課	管理係 社会生活係 在宅支援係 施設支援係 自立支援係
こども・家庭課	こども・母子保健係 こども福祉係 保育・ひとり親係

を

健康増進課	健康づくり推進係 食育・栄養係
保健・疾病対策課	がん・疾病対策係 母子・歯科保健係 感染症対策係 心の健康支援係
介護支援課	計画係 サービス係 施設係
障がい者支援課	管理係 社会生活係 在宅支援係 施設支援係 自立支援係

に改め、同表の環境部の項中 「温暖化対策課」 を

「環境エネルギー課」 に、「廃棄物対策課」 を

「資源循環推進課」 に改め、同表の商工労働部の項及び観光部

の項を次のように改める。

産業労働部	産業政策課	総務係 産業イノベーション係
	産業立地・経営支援課	中小企業支援係 次世代産業集積係 金融支援係
	ものづくり振興課	技術開発係 生活産業係 産業保安係
	人材育成課	能力開発係 人材育成支援係
	労働雇用課	勤労者支援係 調査情報係 雇用対策係
観光部	山岳高原観光課	総務係 山岳高原観光係
	観光誘客課	おもてなし推進係 観光プロモーション係

別表第1の林務部の項中 「信州の木振興課」 を

「信州の木活用課」 に改め、同表の建設部の項中

都市計画課	都市公園係 計画係 街路区画整理係
住宅課	企画係 住宅建設係 住宅管理係
建築指導課	建築技術係 都市開発係 指導審査係 景観係

を

都市・まちづくり課	都市公園係 都市計画係 まちなみ整備係 景観係
建築住宅課	企画係 建築技術係 指導審査係

に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

(別表第2)(第2項関係)

部	室	係
企画振興部	統計室	統計第一係 統計第二係 統計第三係
県民文化部	消費生活室	企画指導係 相談啓発係
産業労働部	サービス産業振興室	サービス産業創出係 新市場開拓支援係
観光部	信州ブランド推進室	ブランドづくり支援係 物産・信州発信係
農政部	農産物マーケティング室	農業ビジネス係 マーケティング係
林務部	鳥獣対策・ジビエ振興室	鳥獣保護管理係 鳥獣被害対策係
建設部	公営住宅室	管理係 整備係

(別表第3)(第3項関係)

局	課	係
会計局	会計課	総務係 出納決算係 財務システム係
	契約・検査課	契約企画係 用品調達係

別表第4の保健福祉事務所の項中「及び大町を除く。北信にあっては、食品・生活衛生係及び乳肉・動物衛生係」を「、大町及び北信を除く。」に改める。

行政改革課

長野県訓令第12号

本庁内部部局 現地機関

副知事の担任事務に関する規程(平成23年長野県訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県知事 阿部 守一

第1条第1号のイ中「企画部(企画課、交通政策課及び情報統計課に限る。)」を「企画振興部」に改め、同号中サをシとし、オからコまでをカからサまでとし、同号のエ中「商工労働部」を「産業労働部」に改め、同エを同号のオとし、同号のウの次に次の事項を加える。

エ 県民文化部に関すること(高等教育の振興に関することに限る。)。

第1条第2号のアを次のように改める。

ア 県民文化部に関すること(高等教育の振興に関することを除く。)。

行政改革課

長野県教育委員会訓令第2号

長野県飯山北高等学校

長野県飯山北高等学校の職員に係る兼務に関する規程を次のように定め、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県教育委員会

長野県飯山北高等学校の職員に係る兼務に関する規程

長野県飯山北高等学校に勤務を命ぜられた事務職員及び技術職員は、当該命ぜられている期間中長野県飯山高等学校に兼務を命ぜられたものとする。

高校教育課

長野県教育委員会訓令第3号

事務局

学校以外の教育機関

兼務に関する規程(昭和57年長野県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県教育委員会

本則の1の表の2の項の次に次のように加える。

3	義務教育課教育幹 高校教育課教育幹 教学指導課義務教育指導係長 教学指導課高校教育指導係長	-	教育総務課
---	--	---	-------

本則の1の表の3の項中「3」を「4」に、

「義務教育課」を「教育総務課
義務教育課」に改め、同表の4の

項中「4」を「5」に改め、同表の備考の2を削り、

同備考の1を同備考とする。

教育総務課

長野県教育委員会教育長訓令第1号

事務局

教育機関

教育長の権限に属する事務処理規程(昭和47年長野県教育委員会教育長訓令第1号)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行します。

平成26年3月31日

長野県教育委員会教育長

別表第4の(3)を削る。

教育総務課